

東日本大震災 復興加速化のための第 8 次提言 における主な提言項目と対応状況等

I. 原子力事故災害被災地域の復興・再生	3
1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策	3
2 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉	4
3 帰還等の促進に向けた環境整備	5
(1) 避難指示解除地域の帰還促進・広域連携の推進	5
(2) 帰還困難区域の対応・避難指示解除	7
(3) 被災者の生活再建支援	7
4 産業の自律的な発展と経済再生に向けた基盤づくり	8
(1) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展	8
(2) 事業者・農林漁業の再建の加速化	10
5 風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進	12
6 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理	14

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」	16
1 被災者支援	16
2 被災地発展の基盤となるインフラ整備・復興まちづくりの 加速化	16
3 産業・なりわいの再生	17
Ⅲ. 共通課題	20
1 被災自治体における人手不足への対応	20
2 復興した姿の情報発信、震災の記憶・教訓の継承	20
(1) 復興五輪を契機とした情報発信、復興の加速化...	20
(2) 震災の記憶と教訓の後世への継承	21
3 復興・創生期間後の復興を支える仕組み	22
(1) 財源・制度のあり方	22
(2) 復興庁の後継組織	23
Ⅳ. 新しい防災体制のあり方	24

I 原子力事故災害被災地域の復興・再生

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策

(記載は2020年7月末時点を原則)

提言内容	担当省庁	対応状況
廃炉・汚染水対策	経産省 文科省 農水省 外務省 復興庁	○ 廃炉・汚染水対策については、2019年12月に「中長期ロードマップ」を改訂し、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出すとともに、安全を再優先に、各対策の工程を見直した。引き続き、「中長期ロードマップ」に基づき、リスク低減を最重視した考え方の下、安全確保を最優先に取り組んでいく。 ○ タンク内で貯蔵している多核種除去設備(ALPS)等処理水の取扱いについては、「汚染水処理対策委員会」の下に設置した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において、技術的観点に加え、風評被害などの社会的観点も含めた総合的な検討を行い、2020年2月に報告書を公表した。報告書も踏まえ、2020年4月以降、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の御意見を伺う場を開催している。こうした御意見も踏まえ、風評被害対策を含めた処理水の取扱いについて、今後、政府として責任をもって結論を出していく。 ○ 国は燃料デブリ取り出しに向けた格納容器内部調査等、技術的難易度の高い研究開発を支援するため、2019年度補正予算で168.6億円を措置した。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、廃炉の経験を有する海外の有識者など国内外の知見を踏まえつつ、廃炉の取組全体を俯瞰した中長期的視点で技術的な検討を進めているほか、2017年度から開始した廃炉等積立金制度の下で、毎年度、積立額を決定し国の認可を受けるとともに、東京電力と共同で積立金の取戻し計画を作成し国の承認を受ける等、東京電力に対する適切な管理・監督を行っている。 ○ 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の助言等を踏まえつつ、プロジェクトマネージャーが十分な責任と権限を有する体制へ移行するなど、プロジェクトの遂行を安全かつ着実に実行するための運営体制強化を図ってきたが、プロジェクト管理機能や品質管理に係る評価機能等の更なる強化を行うために、2020年4月に組織改編を実施した。さらに、関係会社や協力企業を含むサプライヤーとの連携の下、コストマネジメントを含めたサプライチェーンマネジメントを強化するなど、エンジニアリングを自らが遂行できるような能力強化の取組に着手している。 ○ 国や研究開発機関は、廃炉人材育成に資する日本原子力研究開発機構(JAEA)の研究開発基盤(櫛葉遠隔技術開発センター、大熊分析・研究センター、廃炉環境国際共同研究センター(CLADS))の

		整備も進めているほか、文部科学省及び JAEA/CLADS の「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」や経済産業省の「原子力の安全性向上を担う人材の育成事業」、国際廃炉研究開発機構（IRID）シンポジウム、廃炉国際フォーラム等を通じて、廃炉に携わる幅広い分野の研究者・技術者の育成や若手人材の育成に係る取組、高校生による現場視察等の取組を進めている。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）は、地元企業含めた民間企業が廃炉に関する基礎知識等を身に付ける一助とするため、2019 年度から「廃炉人材育成研修」を実施している（国、JAEA 及び IRID から講師を派遣）。 ○ 廃炉事業への地元企業の参画については、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（2019 年 12 月策定）にも位置づけ、地元における廃炉関連産業の集積を図るべく、国の研究開発事業において地元企業と協働した取組を高く評価する制度の新設や、ビジネスマッチングを促進するコーディネーターの配置等を柱とする支援パッケージを新設した。東京電力においても、2020 年 3 月に「廃炉中長期実行プラン 2020」及び「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」を公表し、廃炉作業の今後の見通しについてより丁寧にわかりやすく伝え、また地元企業にオープンな参入環境の整備を行っている。
--	--	--

2. 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉

第二原子力発電所の廃炉	経産省	○ 国は、東京電力に対し、福島第二原発の廃炉作業が、福島第一原発の廃炉工程に影響を与えないよう、人的リソースをうまく配分するとともに、関係者とよくコミュニケーションを重ねながら、安全を最優先に可能な限り速やかな廃炉を実現するよう指導する。また、福島第二原発は原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言及び避難指示が発令された経緯を踏まえ、2020 年 4 月、廃炉の決定の翌年度以降に交付される原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金に対して交付期間を 10 年間延長する特例措置を開始した。 ○ 増強していた送電線の一部運用開始や福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）の開所等、「福島新エネ社会構想」を着実に推進する。また、2019 年 12 月に復興庁・経済産業省・福島県は、浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿及びその実現に向けた取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を策定した。東京電力は、廃炉に伴い、地元企業の参画機会の設定などを通じた地域振興に取り組むと表明しており、国としても東京電力を指導する。
-------------	-----	---

3. 帰還等の促進に向けた環境整備

避難指示解除地域の帰還促進・広域連携の推進	内閣府 復興庁 経産省 厚労省 文科省 総務省 国交省 環境省 農水省	○ 以下に掲げるとおり、医療・介護、教育、保育・子育て環境、買い物環境、生業の再生等の生活環境整備の支援に取り組んでいる。復興庁と福島県、各市町村が共同で実施している「住民意向調査」では、帰還を判断するために必要な条件として「医療・介護福祉施設」の再開や新設などが上位に挙げられている。 このため、医療分野については、避難指示解除区域等の医療を確保するために、2017 年度に地域医療再生基金に 236 億円を積み増し、これを基に福島県が医療人材確保の取組を行っている。具体的には、福島県内の医療機関で医師等として就業を志す学生への修学資金の貸与、医師の招聘・派遣、看護職員の就業促進等の取組に対する支援を行っている。介護人材についても、介護施設への就労希望者に対する就職準備金の貸与（上限 50 万円）、県外の介護施設からの応援職員の確保等の取組に対する支援を行っている。 ・ 地域医療再生基金を活用し、双葉地域の二次救急医療を担うふたば医療センター附属病院や、民間医療機関等に対する運営の支援を行うなど、地域の医療提供体制の確保のための取組を支援している。 ・ 魅力ある学校づくりを行うため、12 市町村の小・中学校等や 6 年間の中高一貫教育を行うふたば未来学園に対して、「ふるさと創造学」等の優れたカリキュラムの編成や復興に向けて地域が抱える課題の解決方法を探る課題解決型学習等の特色ある教育活動、児童生徒数が少数にとどまっている学校における遠隔教育の活用等の実施に向けた支援を実施している。被災した児童生徒に対しては、学習支援やきめ細かな心のケアのため特別な教員加配やスクールカウンセラー等を配置するとともに、児童生徒等の通学に対する支援をするなど、教育環境の整備のための支援を行っている。いわき市に避難している富岡支援学校については、檜葉北小学校跡地を候補地として、双葉郡内で再開する方針を福島県教育委員会が固めたことから、引き続き、福島県教育委員会等と連携を図り、必要な支援を行っていく。 ・ 福島再生加速化交付金により、子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境を整備するなど、魅力あるまちづくりへの支援を行っている。また、避難指示が解除された被災地方公共団体等が行うコミュニティ形成支援の取組に対して、被災者支援総合交付金により支援を行っている。震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等も実施し、子供の学習環境の整備やコミュニティの復興促進を図っている。 ・ 住民 が生活するうえで必要な環境整備に向けて、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を活用して、市町村による商業施設の整備をこれまでに 5 施設支援している。また、「原子力災害
------------------------------	--	--

		による被災事業者の自立等支援事業」を通じて、小売事業者等の事業再開に係る設備投資をこれまで約1,000件支援し、2019年度においては地元の商業施設での購入を促して需要を喚起する10市町村の取組（プレミアム付商品券取扱店舗1,560施設）等の支援を実施した。 ○ 2020年6月に福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」という。）を改正し、帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加したほか、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や6次産業化施設の整備促進のための特例、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例の規定の新設や公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備、浜通り地域等においてドローンの遠隔操作等の高度な産業技術の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助を国や自治体が行う規定の新設等、所要の措置を講じた。また、福島イノベーション・コースト構想の更なる加速化に向け、福島県が福島再生加速化交付金を活用して、産学金官の連携体制の構築、域外からの企業の呼び込みや潜在的に優れた事業の発掘、磨き上げ等に対する支援事業（イノベーション創出プラットフォーム事業）を2020年度から開始した。さらに、ドローンに係る研究開発・実証を促進するため、航空法に基づく手続きの簡素化等の措置を検討している。 ○ 公共サービスについては、例えば上水道について、双葉地方水道企業団が上水道を整備して5町（一部地域を除く）を対象に給水を再開しており、国としても、ポンプ設備の整備など水道復旧に向けた支援を引き続き行っていく。また、下水道については、双葉郡の下水道等汚泥の処理を委託により行っている。鳥獣被害対策については、被災12市町村におけるイノシシ対策の個別計画の改定を支援する等、現場の実情を把握し、関係省庁・福島県・市町村と連携しながら進めている。また、配備数を増やした消防車両用車庫の借り上げの支援など、広域的な消防体制強化に係る活動拠点整備が進められている。 ○ 福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム」という。）では、2017年9月から、分野横断・広域的な観点から、商業施設やまちづくり会社の創設・運営、企業誘致にかかる戦略策定など、12市町村のまちづくり専門家支援を進めている。東京電力は、役場やまちづくり会社への人材派遣等、福島復興に向けた責任を貫徹するため、継続的な人的貢献を行っている。
--	--	--

帰還困難区域の 対応・避難指示 解除	内閣府 経産省 環境省 復興庁 国交省 農水省 厚労省 文科省 規制庁	○ 双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示を 2020 年 3 月に解除し、帰還困難区域を除き、すべての避難指示を解除した。 ○ 2020 年 3 月、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部である駅周辺について、帰還困難区域としては初めて、避難指示を解除し、JR 常磐線が全線開通した。また、2018 年 12 月に原子力災害対策本部において決定された「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」に基づき、自治体とともに、放射線防護対策の具現化及びリスクコミュニケーションについて検討・調整を進め、特定復興再生拠点区域について、双葉町は全域、大熊町は一部地域の立入規制の緩和も実施した。今後は、6 町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染やインフラ、医療・介護、買い物環境等の生活環境整備、鳥獣被害防止等の帰還環境整備を進める。 ○ 帰還困難区域を抱える 6 町村において、中長期的視点を持ちながら、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた個別のプロジェクトを町村ごとに実行する方向で、福島県、関係省庁、関係機関等と連携しつつ、各自治体との検討を進めている。 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、2019 年 12 月に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下、「復興・創生期間後の復興の基本方針」という。）において、地域の実情や土地活用の意向や動向、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向けた今後の政策の方向性について検討を進めることとしている。加えて、2020 年 5 月の与党からの申入れを受けて、地元の土地活用への強いご意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除を可能にする新たな仕組みの検討を開始するとともに、住民の帰還・居住に向けた地元の意見・要望を一層丁寧に向いながら、引き続き、拠点区域外の政策の方向性を検討している。
被災者の生活再 建支援	内閣府 復興庁 厚労省 総務省	○ 2018 年 7 月に被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議においてとりまとめた、生活再建に向けた対応強化策に基づき、自治体や社会福祉協議会等の支援機関と連携し、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。2019 年 8 月には、関係府省庁による取組状況のフォローアップを行い、引き続き、現地訪問等を通じて支援ニーズを適切に把握し、これに応じた支援に重点的に取り組んでいく。

		○ 応急仮設住宅から恒久住宅への移転に向けては、福島県・避難元市町村と連携し、個別世帯への丁寧な意向確認や関係者による対応協議の場を設けるなど、すべての世帯が新たな住居を確保できるようきめ細かく対応している。 ○ 全国 26 か所に設置する生活再建支援拠点での情報提供・相談支援など、避難元地方公共団体や避難先地方公共団体等が行う県外避難者支援の取組に対して、被災者支援総合交付金により支援を行っている。 ○ 医療・介護保険料等の減免措置に対する財政支援について、「復興・創生期間後の復興の基本方針」においても、被保険者間の公平性等の観点から適切な見直しを行っていくこととされたところであり、今後、被災地の実情を十分踏まえながら、見直しの検討を行うこととする。
--	--	---

4. 産業の自立的な発展と経済再生に向けた基盤づくり

福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展	経産省 復興庁 農水省 環境省 文科省 内閣官房	○ 浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を 2019 年 12 月に復興庁・経済産業省・福島県で策定した。また、2020 年 3 月に福島県からこの青写真を反映した重点推進計画の変更申請があり、同年 5 月に内閣総理大臣が認定した。今回の計画変更では、計画期間を 2025 年度末までの変更や、従来の 4 つの重点分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産）に加えて、「医療関連」と「航空宇宙」を追加すること等を行っている。 ・ 浜通り地域等を「あらゆるチャレンジが可能な地域」とするため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野である廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙等におけるプロジェクトについて 168 件を「地域復興実用化開発等促進事業」で採択し、各分野の実用化開発プロジェクトを推進した。（2020 年 7 月末時点） ・ 国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終取りまとめが 2020 年 6 月に行われたところであり、復興庁が中心となって、関係省庁と連携し、関係地方公共団体等の意見を聞きつつ、同拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得る。 ・ 2020 年 6 月に福島特措法を改正し、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や 6 次産業化施設の整備促進のための特例、福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積を進めるため、浜通り地域等において、ドローンの遠隔操
---------------------------	---	---

		作等の高度な産業技術の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助を国や自治体が行う規定等、所要の措置を講じた。また、ドローンに係る研究開発・実証を促進するため、航空法に基づく手続きの簡素化等の措置を検討している。 ・ 福島イノベーション・コースト構想の更なる加速化に向け、福島県が福島再生加速化交付金を活用して、産学金官の連携体制の構築、域外からの企業の呼び込みや潜在的に優れた事業の発掘、磨き上げ等に対する支援事業（イノベーション創出プラットフォーム事業）を 2020 年度から開始した。 ○ 浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に必要な地元企業の経営力・技術力の向上や新たな展開を促すため、福島相双復興推進機構と福島イノベーション・コースト構想推進機構が連携して、浜通り地域等において新規立地や研究開発等を実施・計画している企業と浜通り地域等の地元企業とのビジネスマッチングを、2019 年 11 月にはいわき市で、2020 年 1 月には南相馬市の福島ロボットテストフィールドで開催した。 ○ 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、義務教育段階及び高等学校段階における企業等からの有識者や技術者の招へい、フィールドワーク、企業等と連携した課題研究等といった特色ある教育プログラムの実施を支援するとともに、同教育プログラムの実施に係る高校と企業等とのコーディネート等について引き続き支援している。浜通り地域等における大学等の教育研究活動については、大学間、研究者間の相互交流、ネットワークづくりを推進し、地域コミュニティの再生及び人材育成を図るため、「大学等の『復興知』を活用した福島イノベーション・コースト構想推進事業」を実施し、2019 年度は 18 大学 28 事業、2020 年度は 17 大学 23 事業を採択した。 ○ 2020 年 6 月に福島特措法を改正し、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備を行った。また、同機構には東京電力を含め民間企業等から職員の派遣を行うなど協力を行っている。 ○ 2020 年 3 月に全面開所した福島ロボットテストフィールドには、2020 年 7 月末時点で計 22 者の大学・企業等が研究棟に入居し、2020 年 6 月末時点で 186 件の実証が行われ、23,700 人の来訪者が訪れるなど活用が進んでいる。
--	--	---

		○ 地元の事情をよく伺いながら、復興庁、経済産業省等が連携し、国、県、被災 12 市町村や運送事業者で構成する「福島県相双地域等の物流に関する協議会」の開催、共同配送の実証的事業、運送事業者間の連携の在り方の検討など、物流に係る課題解決に向けた取組を進めている。 ○ 「福島新エネ社会構想」の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組みを着実に進めている。2020 年 5 月には、構想の第 2 フェーズ（2021～2030 年度）以降に取り組むべき内容の方向性を示した。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会については 2021 年度に実施延期が決定したが、引き続き、福島県浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドで製造された水素を東京オリンピック・パラリンピック競技大会で活用し、日本の最先端の技術と福島の復興を世界に発信すべく、関係者と協議を進めていく。 ○ 2018 年 8 月、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズにこたえ、脱炭素やリサイクル、自然との共生など、環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発表した。2019 年度においては、浜通り地域における脱炭素まちづくりに向けたフィージビリティ・スタディー（以下、「FS 調査」という。）を実施した。また、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の復興を支える不燃物リサイクル施設「大熊町リサイクルセンター」の整備を進めた。さらに、自然公園等の自然資源を活用した交流人口の拡大に向け「ふくしまグリーン復興構想」を福島県と共同でとりまとめ、本取組を進めるための FS 調査等を実施した。
事業者・農林漁業者の再建の加速化	経産省 農水省 文科省 復興庁 環境省 内閣府	○ 2020 年 7 月末までに、1,100 件を超える事業再開に係る設備投資支援、50 件を超える創業等に要する設備投資支援、官民合同チームによる 1,300 件を超えるコンサルティング支援を実施。今後も事業者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を実施していく。 ○ 福島県営農再開支援事業、原子力被災 12 市町村農業者支援事業等により、住民の方々が早期に営農再開し、作付面積の拡大をできるよう、農業関連インフラの整備、除染後の農地等の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、経営の大規模化等を促進するとともに、自然栽培をはじめ、有機農業の普及、施設園芸の導入等の新たな農業への転換を支援しており、被災 12 市町村における営農再開面積は 2018 年度末の 5,038ha から、2019 年度末で 5,568ha となっている。 新たな担い手への農地の利用集積の促進については、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や 6 次産業化施設の整備を促進する特例が 2020 年 6 月の福島特措法の改正に

より設けられた。ビジョンづくりの推進については、福島県、農業者団体と被災 12 市町村への参入希望のある実需者等との意見交換を踏まえ市町村域を越えた広域的な高付加価値産地構想をとりまとめ 2020 年 7 月に公表した。人的支援の強化については、2020 年 4 月から被災 12 市町村すべてに計 14 名の農林水産省職員を派遣するとともに、サポートチームを富岡町に設置して支援にあたっている。IT 技術等を活用したスマート農業の推進については、2019 年度から開始した「スマート農業実証プロジェクト」において、福島県では南相馬市の 2 地区（水田作）で実証を行っているほか、2020 年度から新たに広野町の 1 地区（水田作）、いわき市の 1 地区（花き）、白河市の 1 地区（露地野菜）、富岡町の 1 地区（果樹）で実証を開始したところ。

- 「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、大学等と連携して酒類等被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発の推進を明記するとともに、福島大学における発酵醸造技術の研究開発を進める「発酵醸造研究所」（仮称）の設置に向けた体制整備を図るために、2020 年度予算において必要となる教員の人件費を一部措置したところ。
- 復興・創生期間後も官民合同チームで事業者・農業者のニーズを踏まえたきめ細かな支援を実施していく。また、東京電力は引き続き同チームに最大限の人的・資金的な協力を行うことにより、事業・生業の再建、まち機能の回復・活性化等に貢献していく。
- 福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向け、2016 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策（福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施）や里山再生モデル事業等の取組を実施している。ふくしま森林再生事業については、「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、「間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策」を引き続き行うこととしており、今後、関係省庁と調整を進めていく。里山再生モデル事業については、県内で 14 のモデル地区を選定し事業を実施しているところ、2020 年 1 月に中間とりまとめを行い、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、2020 年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続することとした。福島県産木材の利用促進に関しては、木材の放射性物質測定装置の設置、バーク（樹皮）等の処理経費等の立替支援や有効利用の推進を引き続き行っている。

このほか、特用林産物の生産の再開・継続のために、きのこ栽

		培用の生産資材の導入や、人工ほだ場等の施設整備への支援を実施するとともに、放射性物質の影響を低減するための栽培管理のガイドラインを徹底するよう指導している。 ○ 福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については依然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行っている。なお、2020年2月のコモンカスベの出荷制限指示解除により、福島県海域における水産物の出荷制限指示はすべて解除となった。水産加工業については、販路の回復・開拓等の取組に対する支援を継続して行っている。
--	--	---

5. 風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進

風評払拭・リスクコミュニケーション等の推進	復興庁 農水省 経産省 外務省 厚労省 文科省 環境省 観光庁 規制庁 内閣官房 内閣府	○ 日本産食品等に対する輸入規制に関しては、二国間会談・国際会議等のあらゆる外交機会を活用し、総理陣頭指揮の下、関係閣僚等で連携し、輸入規制維持国・地域への働きかけを抜本的に重層化した。その結果として、2019年4月以降、コンゴ民主共和国・ブルネイ・フィリピンが撤廃し、規制を講じた54か国・地域のうち計34か国・地域で撤廃が実現した。また、アラブ首長国連邦（UAE）・マカオ・欧州連合（EU）及び欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国・シンガポール・インドネシアでも更なる緩和が行われ、残り20か国・地域のうち、18か国・地域でも緩和が実現した。2019年においては、G20首脳（6月）及び関連閣僚会合（5月～11月）、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）（8月）、国際原子力機関（IAEA）総会（9月）といった国際会議等に際し、参加国・地域に対し我が国の食の安全性について丁寧に説明するとともに、レセプション等での被災地食材等の提供、PR、福島空間線量率の低さや日本の食品安全基準の厳しさを示すパネル展示やパンフレット配布を行った。また、福島県産品の安全性等を伝える海外向けのテレビ番組を台湾等で放送した。東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、『復興五輪』海外発信プロジェクトとして、各国の在京大使館に対して復興大臣等が直接働きかけを行ったほか、2019年10月開催のワールド・プレス・ブリーフィング（約320名出席）のレセプションにおいて、復興の状況、被災地の食材の安全性等について説明し、併せて、被災地産の食材を使用した料理等を提供した。 ○ 2019年11月に「風評対策タスクフォース」を開催し、戦略に基づく各省庁の取組のフォローアップを行うとともに、積極的な情報発信に向けて復興大臣から海外及び国内に向けた取組の強化を指示した。また、復興庁の当面の重点的取組として「風評払拭イニシアティブ for2020」を発表した。
-----------------------	--	--

		○ 2019 年 10 月に、復興庁ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、放射線に関する正しい知識や福島の実状等についてテレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等を活用した情報発信を行った。 また、2019 年 12 月から 2020 年 1 月にかけて、全国の小・中・高等学校等から調査対象学校を抽出して、放射線教育の実施状況及び放射線副読本の活用状況について調査を実施し、2020 年 3 月に調査結果を公表した。今後、調査結果をもとに、放射線副読本の学校現場における効果的な活用事例などを収集・取りまとめ、各都道府県等に周知するなどして、引き続き、放射線教育の充実を図る。 ○ 東京電力では、損害がある限り賠償するという政府方針の下、農業者の意見を踏まえて 2020 年以降の新たな農業賠償の枠組みを取りまとめており、国としても適切な賠償が行われるよう、東京電力をしっかりと指導していく。 円滑な賠償の実施に向けては、原子力損害賠償紛争審査会において被災地の実態を把握するとともに、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて被害の実態に応じた和解の仲介を実施し、これまでで申立件数の約 8 割にあたる約 2 万件の和解が成立しているほか、関係省庁等が連携して事故被害者へ賠償請求を促す広報を行っている。 ○ 福島特措法に基づき福島県産農産物等流通実態調査を実施し、全体として出荷量の水準や全国平均との価格差は震災前まで回復していないことや、仲卸業者等の納入業者が、納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価しているという認識の齟齬はやや改善していること等が明らかになった。また、生産者、流通事業者等に対し必要な取組について指導等をした。 ○ 福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援している。具体的には、生産段階において、生産者の第三者認証 GAP 等の取得、有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大、水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化による付加価値化向上などに必要な取組を支援している。流通・販売段階においては、オンラインストア等を活用した新たな販路開拓、商談機会の拡大、輸入規制が緩和・撤廃された国・地域への輸出促進に向けた取組、営農再開された地域等における販路の開拓等を支援している。
--	--	---

		○ 2019 年度に行った福島県内の観光における風評被害の実態調査を踏まえ、引き続き、東北地方の地方公共団体が実施する滞在コンテンツの充実・強化等のインバウンドを呼び込む地域の取組の支援や、世界に向けた地域の魅力の発信、福島県の実施する教育旅行の誘致やホープツーリズムの推進など国内観光振興等の取組を支援していく。 ○ 県民健康調査への財政的、技術的支援について、2011 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」への拠出を行った。福島県はこの基金を活用して 2011 年 6 月から県民健康調査を実施しており、これに対して政府は、調査研究による新たな知見の蓄積等により技術的支援をしている。また、生活相談等の中に現れる放射線不安へのきめ細やかな対応については、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、住民を支える相談員や自治体職員等への支援として研修会の開催や専門家の派遣等を行うとともに、地域のニーズを踏まえた住民参加型の意見交換会（車座集会）を開催している。加えて、内閣府原子力被災者生活支援チームと環境省の共催により相談員合同ワークショップを継続的に開催（2019 年 8 月、11 月）し、相談員間・自治体間や、ふくしま心のケアセンターとの連携を図っている。 ○ 福島県及びその近隣県に設置している可搬型モニタリングポスト並びに福島県内の学校等の公共性が高く地方公共団体の要望を受けて設置しているリアルタイム線量測定システム（以下、「モニタリングポスト」という。）による空間放射線量率の連続測定結果をリアルタイムでホームページに公表していることに加え、毎年の航空機モニタリングの測定結果及び毎月の海域モニタリングの測定結果等についても公表している。 2019 年度第 10 回原子力規制委員会において、避難指示・解除区域市町村以外の地域のモニタリングポストについては、関係市町村の理解を得てすべての除去土壌等を撤去した後に配置の適正化を図ることとした。なお、同年 10 月の台風 19 号により水没等の被害を受けたモニタリングポストについては、関係市町村との調整を踏まえた配置の適正化を実施済である。
--	--	---

6. 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理	環境省	○ 中間貯蔵施設事業については、施設の整備に必要な用地取得が着実に進捗しており、2020 年 6 月末までの契約済み面積は約 1,172ha（全体の約 73%。民有地については全体約 1,270ha の約 89%に当たる約 1,129ha）、1,771 人と契約に至った。施設の整備については、2020 年 3 月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始した。中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、仮置場等の早期解消に向け、2019
---------------------	-----	--

		年度は約 406 万^mの除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送し、2020 年 6 月末時点で輸送対象物量の約 56%に相当する累計約 781 万^mの輸送を完了している。また、2020 年 1 月に公表した「2020 年度の中間貯蔵施設事業の方針」において、①安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。②2021 年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入をおおむね完了することを目指す、③これに向け、身近な場所から仮置場をなくすこと目指しつつ、2020 年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する、などの方針を示した。 ○ 福島県内において、2019 年度末までに、仮置場総数 1,359 箇所のうち、525 箇所で原状回復が完了した。2020 年度は、280 箇所程度の原状回復完了を目指す。 ○ 2016 年に示した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業や、理解醸成のための取組等を実施した。具体的には、南相馬市東部仮置場及び飯舘村長泥地区での再生利用実証事業において、空間線量率等のモニタリング結果から安全性の確認を行った。飯舘村長泥地区では、資源作物等の試験栽培を実施する等、政府内で連携し取組を進めた。また、除去土壌等の減容・再生利用に関する検討会や再生利用の実証事業等の情報について、報道発表や環境省ウェブサイト等を通じて広く発信した。 ○ 福島県内については、安全を第一に埋立処分施設への特定廃棄物の搬入を進めており、2020 年 6 月末までに計 130,127 袋の搬入を完了した。また、2018 年 8 月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じて、事業に関する情報発信に努めている。福島県外の指定廃棄物等の処理については、宮城県において 8,000 ベクレル/kg 以下の汚染廃棄物の焼却処理等を順次実施（4 圏域すべてにおいて試験焼却終了、本焼却も 1 圏域で終了）し、栃木県において指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため市町単位での暫定的な集約化の方針を 2018 年 11 月に合意し、当該方針に基づき県・保管市町との調整等を実施しているところである。また、2019 年 12 月までに、指定廃棄物の指定解除が計 33 件、約 420 トン（福島県外の指定廃棄物の約 1.5%）行われた。加えて、基準値以下の農林業系廃棄物の処理促進事業についても、岩手県及び宮城県を中心に、牧草、稲わら、堆肥及びほだ木の処理が進められている。
--	--	---

Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

1. 被災者支援

被災者支援	復興庁 内閣府 厚労省 文科省	○ 岩手県及び宮城県において、2020 年度中に仮設生活の解消を目指しており、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のために被災地方公共団体が実施する住宅・生活の再建計画づくり、手続きのサポートなどの相談支援等の取組について、被災者支援総合交付金により支援を行っている。 ○ 被災者に対して生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行うため、被災者支援総合交付金により、被災地方公共団体の取組に対する支援を行っている。また、被災した児童生徒に対しては、学習支援やきめ細かな心のケアのため特別な教員加配やスクールカウンセラー等の配置等の支援を行っている。 「復興・創生期間後の復興の基本方針」においても、コミュニティ形成、心身のケア、生きがいづくり、見守り・生活相談、震災により家族や住居を失った子どもへの学習支援や心のケアのための教員加配・スクールカウンセラー等の配置・就学支援等について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ事業の進捗に応じた支援を継続することとしており、支援が必要な場合は着実に継続できるよう引き続き適切に対応していく。
-------	--------------------------	--

2. 被災地発展の基盤となるインフラ整備・復興まちづくりの加速化

被災地発展の基盤となるインフラ整備・復興まちづくりの加速化	復興庁 国交省 農水省	○ 復興道路・復興支援道路の全線開通及び常磐道の一部4車線化については、復興・創生期間内の概成を目指し、着実に事業を推進している。2020 年3月に常磐双葉ICが開通し、復興道路・復興支援道路については2019 年度末時点で路線全長約570kmのうち7割を超える434kmの区間で開通して、2020 年度末までに岩手県内の一部区間を除き、開通を見込んでいる。JR 常磐線は2020 年3月に富岡駅～浪江駅間が運転再開し全線で開通した。また、令和元年東日本台風により大きな被害が発生した三陸鉄道は2020 年3月の釜石駅～陸中山田駅の運転再開により全線で運行を再開した。 ○ 「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、公共インフラの整備等のハード事業については、復興・創生期間内に一日も早く完了させることを目指すこと、復興交付金を復興・創生期間の終了をもって廃止すること、災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については復興・創生期間の終了をもって廃止するが、復興・創生期間内に完了しない部分について一般施策へ移行した上で引き続き実施することを定めている。
-------------------------------	-------------------	---

		○ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出に向け、まちの将来イメージの提示や空き区画の情報提供、マッチングの取組等、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。また、市街地復興事業の検証を行うため、2020 年度に学識経験者や関係地方公共団体等からなる検証委員会を設置し、得られた教訓をとりまとめる予定である。 ○ 防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、土地利用計画の策定、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進や、具体的な土地利用ニーズに応じた産業系用地の基盤整備の支援など、これまでの支援や実績を踏まえ、被災地方公共団体の取組を引き続き推進する。 ○ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援することとしている。その際、各被災地方公共団体の災害公営住宅に係る今後の財政運営状況、過去の大規模災害における取組事例、国と地方の適切な役割分担、管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら、適切に支援水準の見直しを行うこととなっており、引き続き検討を進める。
--	--	---

3. 産業・なりわいの再生と復興まちづくりによるにぎわいの創造

産業・なりわいの再生と復興まちづくりによるにぎわいの創造	復興庁 内閣府 経産省 農水省 消費者庁 厚労省	○ 中小企業等グループ補助金による事業者の施設及び設備の復旧、企業立地補助金による工場等の新增設等により、産業・生業の再生が進んだ。その結果、製造品出荷額等は、震災前（2010 年）に比べ、宮城県は 125%、岩手県は 120%、福島県は 100%まで回復した（2017 年実績）。 また、被災地域企業の新商品開発や販路開拓等を図るため、支援提案企業とのマッチングを行う「結の場」、復興庁職員による実務支援を行う「ハンズオン支援事業」、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が集中支援を行う「専門家派遣集中支援事業」等により、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を行っている。 ○ 「新しい東北」官民連携協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO 等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進している。具体的には、金融機関による交流会や「新しい東北」復興ビジネスコンテスト被災地において地域づくりに取り組む自治体や NPO 等に対するハンズオン支援や被災地域における新産業の創出につながるきめ細やかな支援を行っている。また、復興・創生期間後に向けては、「復興・創生期間後の復興の基本方針」を踏まえ、これまでの取組を通じて蓄積されたノウハウの被災地内外への普及展開に努
------------------------------	---	--

		めるとともに、地方創生施策の更なる活用に向けて、復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化や復旧・復興事業と地方創生推進交付金事業との連携等の取組を進めている。 ○ 中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続することとしている。 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を４年間（2023年度末まで）・運用期限を５年間（2025年度末まで）延長した。 ○ 復興特区税制については、「復興・創生期間後の復興の基本方針」に基づき、2020年６月に東日本大震災復興特別区域法（以下、「復興特区法」という。）を改正し、対象地域を重点化するための規定を設ける措置を講じた。具体的な税制特例の内容や適用期限の延長等については、2021年度税制改正要望において行う。福島県については、復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、2020年６月に福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。課税の特例を踏まえた具体的な税制措置は、2021年度税制改正要望において行う。また、2020年度末に適用期限を迎えるその他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長・廃止等を検討し、2021年度税制改正要望を行う。 ○ 資源管理・評価の高度化に向け、被災地域も含めて、IT等の先端技術を活用した操業・水揚げデータの収集体制の整備を推進している。 また、漁場に流出した震災ガレキについては、宮城県及び福島県において専門業者や操業中の漁業者によるガレキの回収を支援している。 被災地の水産加工業の販路開拓等のため、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援している。
--	--	--

		○ 国産農林水産物等の安全を確保するため、農林水産物等の放射性物質濃度の調査等を支援している。また、政府として連携して食品中の放射性物質に関する情報発信やリスクコミュニケーションの取組を推進し、広報・意見交換会・消費者意識の実態調査等を行っている。 ○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「機構」という。）の支援決定期限である 2020 年度末までに制度の有効活用を最大限に図るため、2019 年 8 月～9 月に金融庁・経済産業省・農林水産省より関係団体に対して機構の活用を促す要請文を发出し、周知・広報の徹底を図った。被災 3 県の全金融機関に対し、震災前債務の借換・一本化を行った場合や東電賠償金で完済した場合でも買取対象となりうることを追加・明記した上で、機構のチラシを各支店の窓口に備え置き、活用することを要請した。また、県・商工会議所・商工会を通じて、改めて機構へ相談希望がある事業者の有無を確認し、相談希望がある事業者については、機構が個別に訪問するなどして支援先の発掘を行っている。さらに、12 市町村の事業者で、金融を最重要課題としていた事業者 22 先について、官民合同チームとともに機構が同行訪問し、相談対応を実施し、全件、案件化の見込みが無く、対応を終了した。
--	--	--

Ⅲ. 共通課題

1. 被災自治体における人材確保、行政サービスの向上

被災自治体における人手不足への対応	復興庁 総務省 内閣官房	○ 被災自治体のマンパワー確保のため、復興庁や総務省等の関係省庁や被災自治体が連携し、①全国の自治体からの職員派遣、②被災自治体による任期付職員の採用等、③復興庁において非常勤の国家公務員を採用し被災市町村に駐在させる取組等により、人材確保を図っており（①自治体からの職員派遣や、②任期付職員の採用等に要する経費についても全額国費で支援）、2020年3月現在、被災3県の市町村に約2千人の応援職員が在籍している。また、復興大臣から全国知事会場で職員派遣の継続や協力の要請を行うとともに、文書による依頼も実施している。「復興・創生期間後の復興の基本方針」においても必要な人材確保対策等について明記しており、引き続き地域の実情に応じた人材確保を支援する。 ○ 自治体の情報システムの標準化については、2019年8月から自治体システムの中核をなす住民記録システムの標準化に向けた検討を開始しており、2020年夏頃までに標準仕様書を作成する。被災地においては、「被災地域情報化推進事業」による被災自治体の業務の効率化を図るためのICT基盤整備を実施している。また、被災自治体の行政サービスの一層の質の向上や効率化を図るため、「地域IoT実装総合支援」において人的支援、初期投資等に対する補助等を総合的に実施しているほか、「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」において、RPAの導入補助、クラウドAIの開発・実証を実施している。行政手続のオンライン化については、2019年5月に成立したデジタル手続法で地方自治体は手続のオンライン化に係る必要な施策を講ずるよう努めるとされたことを踏まえ、2020年3月に地方公共団体におけるオンライン利用促進指針を改訂し、汎用的電子申請システムの基盤整備や優先的に取り組むべき手続きのオンライン化の推進を盛り込んだ。また、汎用的電子申請システムの整備に係る特別交付税措置を新たに設けた。
-------------------	--------------------	---

2. 復興した姿の情報発信、震災の記憶・教訓の継承

復興五輪を契機とした情報発信、復興の加速化	復興庁 内閣官房 観光庁 国交省 法務省	○ 「復興五輪」について、被災地での競技開催や聖火リレーに向けた取組のほか、「復興の火」、「復興ありがとうホストタウン」の取組等を推進した。「復興ありがとうホストタウン」は、2020年7月末時点で29件（31自治体）が登録されている。2020年3月には、岩手県・宮城県・福島県において各2日間「復興の火」の展示を実施した。関係各所に対し被災地産の食材等の活用を要請しているところ。また、復興庁ウェブサイトにおいて、復興の情報や「復興五輪」に関する情報を発信するとともに、「『復興五輪』海外発信プロジェクト」として、被災地の復興しつつある姿や風
-----------------------	----------------------------------	--

		評払拭のための情報などを、在京大使館に伝えることを通じて海外へ情報を発信した。併せて、「復興五輪」の実施に向けて、被災自治体、関係機関との密接な連絡調整等のため、「復興五輪連絡調整会議」を開催している。引き続き、被災3県や組織委員会とよく連携して「復興五輪」に関する被災地の機運の維持や更なる醸成、情報発信をしっかりと行っていく。 ラグビー・ワールドカップ2019については、2017年4月に設立された釜石開催実行委員会に参画するとともに、釜石鶴住居復興スタジアム建設に関連して、復興広場整備事業として、敷地造成（盛土、必要な上下水道整備等）に要する費用について復興交付金により財政的に支援した。2019年9月には釜石鶴住居復興スタジアムでフィジー対ウルグアイ戦が開催された。 ○ 東北の外国人延べ宿泊者数は2019年に政府目標である「150万人泊」を上回った。東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、2021年度に実施延期することとなったが、引き続き東北のインバウンドの更なる拡大における絶好の好機と捉え、交通各社の割引運賃や東京における東北情報発信拠点の設置、東北各地域における特別な体験の提供などを内容とした東北観光復興キャンペーンを予定している。その具体的な時期については、現下の新型コロナウイルスの状況も見極めつつ関係者と調整する。 また、世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することを推進しており、仙台空港においてチェックインカウンター共用化システム（CUTEシステム）の導入経費の一部補助を実施するなど、各空港で受入環境整備を進めた。
震災の記憶と教訓の後世への継承	復興庁 国交省 内閣府 外務省	○ 「風化」対策としては、復興庁ウェブサイトをはじめ、政府インターネットテレビやSNSなど様々な媒体を通じて、被災地の復興の現状など国の内外に発信している。2019年度は被災地の復興や風評の払拭に資する動画を10か国・地域に発信したほか、被災3県の復興を伝えるテレビ番組を制作した。また、復興のノウハウ等が蓄積されてきていることから、復興に係る様々な事例の収集、課題の検証等を行い、震災の教訓等の集約・総括を行っていく。 「風評」対策としては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき効果的な情報発信に取り組んでおり、2019年度では復興庁ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、放射線に関する正しい知識や福島の実状等について、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS、マンガ等のあらゆる媒体を活用した情報発信を行った。さらに、海外向けには、在京大使館への働きかけや、海外メディアによる被災地の訪問取材等を進めた。その成果もあり、2020年7月末現在で54か国・地域で実施されていた日本産食品への輸入規制のうち、34か国・地域が撤廃し、18か国・地域が緩和した。

		○ 岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設について、2020 年度末を目途に整備を行うとともに、福島県浪江町に設置する国営追悼・祈念施設について、2020 年度中の一部利用に向け整備を進める。岩手県陸前高田市においては、2019 年 9 月に一部利用を開始したところ。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。 ○ 防災分野の国際貢献については、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」（2019 年 6 月総理発表）に基づき、洪水対策等の実施により、2019 年から 2022 年まで少なくとも 500 万人に対する支援を実施する。また、「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）」を 2019 年 8 月に設立（会員数：187 企業等（2020 年 3 月現在））し、我が国の防災政策、技術やノウハウを官民一体となって発信する「官民防災セミナー」を、国内及び海外で開催した。アジア防災センターにおいては、アジア防災会議の開催や客員研究員の受入れを通じて、我が国の防災分野の知見と技術を発信した。さらに、国連防災機関（UNDRR）、国際復興支援プラットフォーム（IRP）と連携し、「国際復興フォーラム 2020」（参加者数：23 か国 172 名）を兵庫県で開催した。
--	--	--

3. 復興・創生期間後の復興を支える仕組み

財源・制度のあり方	復興庁 財務省 総務省 農水省 経産省	○ 2019 年 12 月、被災自治体の要望等も踏まえ、「復興・創生期間後の復興の基本方針」を閣議決定し、同基本方針において、これまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組の方針を示した。 ○ 上記の基本方針においては、地震・津波被災地域について、心のケア等の被災者支援を始めとする課題がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、復興・創生期間後 5 年間に於いて、国と被災地方公共団体が協力し、残された事業に全力で取り組むこととした。原子力災害被災地域については、本格的な復興・再生に向けて、中長期的な対応が必要であり、当面 10 年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、取り組むこととした。
-----------	---------------------------------	---

		○ 2020 年 7 月に復興推進会議において決定された「令和 3 年度以降の復興の取組について」において、復興・創生期間後における復旧・復興事業費を 1.6 兆円程度と見込み、2025 年度までの 15 年間の事業規模と財源について、ともに 32.9 兆円でおおむね見合うとする新たな復興財源フレームを策定したところであり、令和 3 年度以降の復興に万全を期していく。 また、「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、震災復興特別交付税制度を継続することとし、同基本方針及びそれを受けた関連法の改正により、東日本大震災復興特別会計を継続することとした。 ○ 2020 年 6 月に復興特区法を改正し、これまでの復興状況や必要となる事業の見込み等を踏まえ、復興の課題が引き続き集中する津波被害が甚大で基盤整備に時間を要した地域や原子力災害被災地域などに対象地域を重点化する措置を講じた。具体的な地域は、各特例（規制、税制、金融、整備計画）ごとに必要な地域が包含されるよう検討し、政令で定めることとしている。 ○ 2020 年 6 月に福島特措法を改正し、帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加したほか、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や 6 次産業化施設の整備促進のための特例、福島イノベーション・コースト構想の推進や風評対策に係る課税の特例、海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進等の規定の新設や公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備、浜通り地域等においてドローンの遠隔操作等の高度な産業技術の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助を国や自治体が行う規定の新設、同構想に寄与する人材育成・確保の推進の明記等、所要の措置を講じた。
復興庁の後継組織	復興庁	○ 「復興・創生期間後の復興の基本方針」において、復興・創生期間後における復興を支える仕組み及び組織について、そのあり方を示した。同基本方針に基づき、復興庁の設置期間を 10 年間延長する措置を含む「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」について、2020 年 3 月に閣議決定し、同年 6 月に成立した。引き続き、復興・創生期間後も、復興の司令塔として復興に取り組んでいく。 ○ 復興庁に蓄積されたノウハウの活用法については、復興庁設置法等の一部を改正する法律に、東日本大震災からの復興に関する知見の活用に係る規定が新たに設けられたことを踏まえ、組織のあり方も含めて現在検討している。

IV. 新しい防災体制のあり方

新しい防災体制 のあり方	内閣官房 内閣府	○ 防災体制の実質的な充実強化については、昨今の一連の災害対応を踏まえ、課題への対応を図るため、内閣府防災担当の2020年度組織・定員を大幅に拡充したところ。具体的には、従来の8参事官から10参事官に増強し、企業の事業継続や被災者生活再建の対応を強化するとともに、人員についても、新規増員として11名を確保し、避難所や被災住宅、激甚災害等の対応を拡充し、経済産業省・文部科学省・防衛省・環境省・厚生労働省などの関係省庁との連携強化を図っている。さらに、内閣府防災担当職員と内閣官房危機管理担当職員及び内閣府原子力防災担当職員についてそれぞれ相互併任をかけ、司令塔機能の強化を図っている。 ○ 加えて、政府の迅速・円滑な初動対応と応急対策を強化する観点から、内閣官房と内閣府、そして関係省庁が、平時から「顔の見える関係」を構築し、情報交換・共有を図るよう、内閣危機管理監のもとに関係省庁の局長級がチームとなって定期的に集まる会議を2020年4月に「自然災害即応・連携チーム会議」として設置した。
-----------------	-------------	--